

Pマークニュース <2014年盛夏号> Vol. 8	(株) トムソンネット Pマークコンサルティンググループ
--------------------------------------	---------------------------------

2014年盛夏号目次

1. 特報：保険代理店のPマーク取得が100社を超えました！
2. シリーズ：Pマーク取得のための勤どころ(その7：PMS運用のポイント①)
3. 個人情報保護法改正の大綱が出ました
4. ご存知ですか！ PマークとISMSの違いについて
5. トムソンネットからのお知らせ

1. 特報：保険代理店のPマーク取得が100社を超えました！

保険代理店のPマーク取得は、平成24年以降増加傾向が続いています。

JIPDECの公表資料によれば、平成26年5月には**Pマークを取得した保険代理店数が100社を突破しました**。現在Pマークを取得している105社（平成26年6月末現在）の取得時期をみると下表の通りとなり、最近の増加傾向がはっきりと窺えます。

（*）平成26年は6月末までの集計

取得時期（平成）	22年以前	23年	24年	25年	26年(*)	合計
取得件数	48社	5社	22社	17社	13社	105社

保険代理店におけるPマーク取得増加の背景には、IT技術の高度化、更にインターネット、メール、ソーシャルメディア(SNS)、携帯端末の普及などによって起きている個人情報漏洩事故というマイナス面への対応を迫られていることがあります。更に加えて、昨年8月の金融審・保険ワーキンググループ報告書の影響が挙げられます。こうした保険代理店各社の個人情報保護に対する取り組みの変化は、最近の銀行系の機関代理店等の取得加速の動きからも読み取れます。

即ち、前述の**保険ワーキンググループの報告書とこれを踏まえた改正保険業法(2014.5.23)**から、保険代理店における課題として、①業用拡大・利益確保という「攻めの課題」と、②内部管理の徹底・法令遵守という「堅守の課題」(コンプライアンス)が明確になりました。

特に②の対応については下記が考えられ、**顧客保護につながる仕組み強化に取り組むことが重要**と考えられます。

- ・ 個人情報の保護(取得制限、目的明確化、利用制限、安全確保など)
- ・ ネット対応の保険業法(施行規則)規制の遵守
- ・ SNS利用時のセキュリティ管理
- ・ 苦情対応のルール化(苦情は経営の宝)
- ・ 第三者認証制度の活用(PMS認証、ISMS認証、ファイナンシャルプランナー認証等)
- ・ 情報リテラシー教育(スマホ・タブレット端末の利活用、SNSの利活用などを中心に)
- ・ 情報システムの有効活用(顧客との募集経過活動の見える化システムの導入等)
- ・ 情報システムの効率化(クラウドの利活用など)
- ・ 情報セキュリティ管理(サイバーセキュリティ対策、データの漏洩対策、システムダウン対策、ソフトウェア障害対策、ネット回線障害対策など)

このような背景もあって、個人情報保護対策の切り札として、JISの品質基準のひとつとして、個人情報保護の標準である「個人情報保護マネジメントシステム(PMS)」(Pマーク)が注目され、Pマークを取得する保険代理店が増加しつつあります。

弊社では、豊富なPマークの審査経験を持つメンバーを揃え、保険代理店に特化したPマークコンサルティング業務をリーズナブルな価格でサービス提供しております。

すでに保険代理店9社のコンサルティング実績があり、「保険代理店のPマークコンサルはトムソンネット」のブランドが定着してきています。この機会を逃さず、Pマークを取得し、個人情報保護体制を確立しませんか。

Pマーク説明会の開催など、随時実施させて戴きます。ご連絡をお待ちしております。

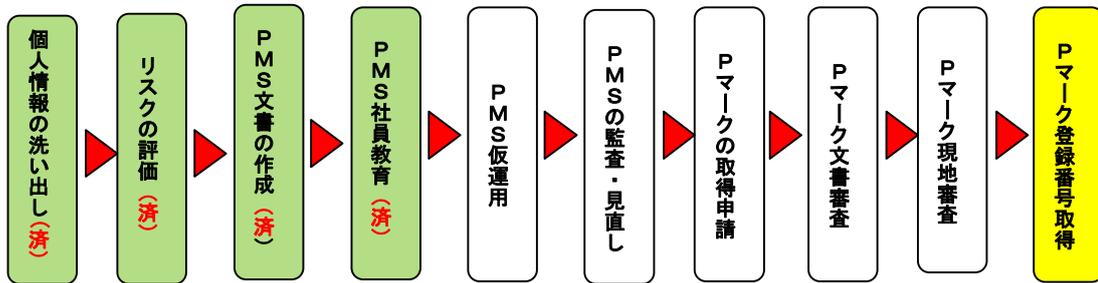
【ご参考：平成23年以降の業種別Pマーク取得事業者数の推移について】

業種区分	平成23年 (23/9/16)	平成24年 (24/9/14)	平成25年 (25/9/02)	平成26年 (26/6/30)	23/9~26/6 の増減	増加率	
農業	0	0	0	2	2	----	
林業	0	0	0	0	0		
漁業	0	0	0	0	0		
鉱業	0	0	0	0	0		
建築業	156	178	197	213	57	37%	
製造業	1,359	1,391	1,397	1,411	52	4%	
電気・ガス・熱供給・水道業	13	14	16	17	4	31%	
運輸・通信業	622	545	562	605	-17	97%	
卸売・小売業・飲食店	757	783	794	807	50	7%	
金融・保険業	230	244	247	260	30	13%	
保険業 内訳	保険業	6	7	8	8	2	33%
	保険媒介代理業	65	85	93	105	40	62%
	保険サービス業	12	13	14	15	3	25%
	共済事業	5	5	5	5	0	0%
	保険業小計	88	110	120	133	45	51%
不動産業	129	130	143	153	24	19%	
サービス業	8,962	9,445	9,841	10,203	1,241	14%	
公務	0	0	0		0		
分類不能の産業	0	0	0		0		
合計	12,228	12,730	13,198	13,671	1,443	12%	

Pマーク付与事業者数は、最近の3年弱の期間では、全体が12%アップと緩やかな伸びに留まっている中で、**保険代理店業は実に62%アップ**と、際立って高い伸び率を示しています。

2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ(その7：PMS運用のポイント①)

Pマークを取得するための準備として下図の社員教育までが完了したなら、いよいよPMS規程に従った運用（仮運用）を行います。



PMS運用としては、

- ①計画：運用準備（年度運用計画／教育計画／監査計画）
- ②実施：安全管理規程に基づくルール適用
 - 安全管理実施記録（入退室管理記録、文書授受記録、文書廃棄記録など）
 - 適正管理（従業者への必要な監督、委託先管理）
 - 教育（教育実施）
- ③点検：運用確認（自主点検項目報告/PMS文書見直し/監査チェックリスト点検/規格適合性監査/運用監査/対リスク分析監査/是正および予防措置）
見直し（代表者による見直し）

がありますが、上記を今回（上記①と②）次回（③）の2回に分けて、そのポイントを説明します。

区分	項目	具体的テーマ	実行担当者	作業のポイント
計画	運用準備	年度運用計画	個人情報保護管理者	毎年PMS運用計画書を作成する
		教育計画	教育責任者	毎年教育計画を作成する
		監査計画	監査責任者	毎年監査計画を作成する
実施	安全管理規程に基づく管理	安全管理ルールの適用	部門管理者	安全管理規程で定めた入退室管理、文書授受、文書廃棄等のルールを実施します。
		安全管理ルールの適用記録	部門管理者	安全管理規程で定めた入退室管理記録、文書授受記録、文書廃棄記録を残します。
	適正管理	従業者の個人情報に関する権利と義務の徹底	個人情報保護管理者	従業者の個人情報について、権利（同意書）と義務（誓約書）を明確にして、文書で確認します。
	適正管理	委託先監督	個人情報保護管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・発生している委託先について、委託先選定基準に従って評価を行う。 （注1）：業務を行うために国が定めた資格が必要で、且つ法律により守秘義務を課されている者（弁護士・医師・公認会計士等）は、それだけで委託先選定基準を満たしていると評価できる。 （注2）：倉庫業・廃棄業・データセンター等の事業者を委託先とする場合、それら委託先事業者は委託される情報が個人情報に該当するかどうかを認識せずに預かる場合も、委託をする側は委託先選定基準による選定が必要である。
教育	教育実施	教育責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・規程手順に従って、年1回以上教育を実施する。 ・教育を実施した方法を記録する。 	

3. 個人情報保護法改正の大綱が出ました

政府は6月24日に「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」を決定しました。
これからは、7月に1カ月間のパブリックコメントを実施し、2015年1月の通常国会を目指して法案の策定を進めこととなります。

(注) パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱
平成26年6月24日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/info/h260625_siryu2.pdf

個人情報保護法の改正の方向を示す今回の大綱においては、制度の改正内容の基本的な枠組みとして以下の3点が示されました。

- (1) 本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等
- (2) 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取り組みの活用
- (3) 第三者機関の体制整備による実効性ある制度執行の確保

2014/6/20 毎日新聞より

更に大綱の中では上記の枠組みを実現するための制度設計が示されています。

一部具体的な内容を紹介すると、

- ① 企業などが個人情報を取得する際に示した利用目的を後になって変更する手続きについて、**目的変更**を「本人が十分に認知できる手続きを工夫」することにしています。

また、取得時から大きく異なる利用目的に変更することにならないよう「実効的な規律を導入する」という記述が加えられています。更に、個人データを第三者提供する場合についても「現行法の趣旨を踏まえた運用を図る」としています。

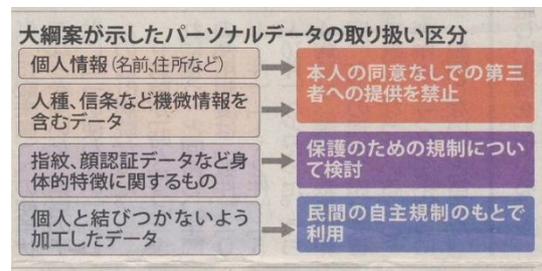
- ② 一方、本人同意を得なくても第三者提供や目的外利用ができる「**個人特定性低減データ**」については、本人の同意がなくとも利活用を行うことを可能とする枠組みを導入するとしています。低減データへの加工法は、民間団体が自主規制ルールを策定して、特定個人情報保護委員会を改組して発足する第三者機関が「ルール又は団体の認定等を行うことができる」としました。

③ **第三者機関**は、改正法成立後に可能な限り早期に設置することを謳い、「個人情報」の範囲や取り扱いルールの「グレーゾーン」の解消がゆだねられています。第三者機関は、保護対象となる個人情報の解釈の明確化を図るとともに、個別事案に関する事前相談等により迅速な対応に努めることになっています。

- ④ 個人データを第三者提供の際の例外となる「**共同利用**」については、先に出された事務局案に比べて厳格化されています。共同利用は複数事業者が1つの取り扱い事業者と同じであると認識される場合のみ認められるとしています。このため、共同利用の枠組みで別の企業と運営しているポイント事業者などは、利用規約の変更といった対応が必要となりそうです。

一方、改正大綱は「継続して検討すべき課題」として、4つの事項を挙げています。

- a : 個人情報などの保護に特化した新たな**紛争処理の体制**
 - b : 企業が自社のサービス利用者一人ひとりの購買履歴などを**プロファイリングする場合の対象範囲やプライバシー侵害抑止の対応策**
 - c ; プライバシー影響評価 (PIA) の実施方法、
 - d : 個人情報の売買を業としている**いわゆる名簿屋**による犯罪行為や消費者被害防止の措置
- これらについての検討は、今後の法案策定の中で行われ、具体的な対応方法が固められてゆくものと思われる。



4. ご存知ですか！ PマークとISMSの違いについて

プライバシーマーク（以下Pマーク）に似た認証制度に、「ISMS適合性評価制度（以下ISMS）」があります。

時々「違いは何か？」や「どちらを取得すべきか？」との問い合わせがありますので、両者の項目対比を下表に纏めました。

比較項目	ISO27001/ISMS	Pマーク（PMS）
規格	国際標準規格 ISO/IEC27001：2005 日本工業規格 JISQ27001：2006	日本工業規格 JISQ15001：2006
対象	適用範囲内の全ての情報資産全般 (ハードやソフト、個人情報も含まれる)	企業内の全ての個人情報 (従業員の個人情報も含まれる)
要求	情報の機密性・完全性・可用性の維持 (情報資産の重要性、リスクの応じた適切な情報セキュリティ)	適切な個人情報の取扱い (個人情報の取得、利用、委託、提供、安全管理、開示等の要求対応、苦情対応など)
登録の維持	・通常1年ごとにサーバランス審査 ・再認証審査は3年ごと	・更新審査は2年ごと
認定機関	JIPDEC(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)	JIPDEC(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)
認証機関 (指定審査機関)	BSI ジャパン、JQA など 26 団体	JIPDEC、JUAS など 18 団体 (指定審査機関)と呼称
認証対象	組織(企業、団体)の一部でも可	組織(企業、団体)の全体
認証組織(企業、 団体)の数	4,523 社(2014.7.09 現在)	13,678 社(2014.7.11 現在)
主な認証組織 (企業、団体)	・システム会社 ・システムサービス会社	・情報サービス・調査会社 ・出版・印刷会社 (保険媒介代理業は105社)

どちらを選択するかは「それぞれの違い」の「どの項目」を重視するかに拠ります。

<例1>保護対象

- ・個人情報の保護を重視するならPマーク
(保護の範囲が限定的でマネジメントシステムの構築がしやすい)
- ・情報資産(個人情報を含む)の保護を重視するならISMS
(保護の範囲が広く、マネジメントシステムの構築に時間が掛る)

<例2>対外的効果

- ・一般消費者にアピール(B to C の取引がメイン)するならPマーク
- ・取引先などの企業にアピール(B to B の取引がメイン)するならISMS

<例3>費用

- ・認証取得と維持の費用が低額なのはPマーク
(認証取得と2年に1度の維持費用が明確)
- ・認証取得と維持の予算がある程度確保できるのであればISMS
(認証取得費用がPマークより高額。維持費用が毎年発生。)

上記は一例ですが、自社の現状や認証取得時のメリット・デメリットを勘案した上で選択することが大切です。
なお、**保険代理店の場合は、業務の性格上殆どPマーク取得を選ばれているのが実情です。**

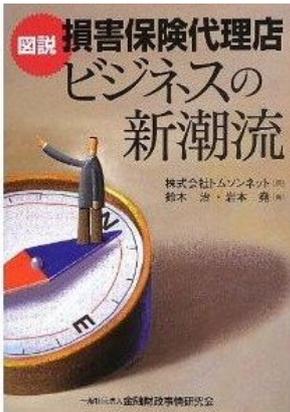
5. トムソンネットからのお知らせ

(1) Pマーク導入説明会のご案内

前述の通り保険代理店様のPマーク取得が本格化してくる気配ですが、保険代理店のみなさまが、いざPマークを取得しようとしても、何から始めればよいのか等、多くの疑問点を持たれることと思います。

そこで、弊社ではPマーク取得の手順や費用等について分かり易く解説する説明会を開催致します。

説明会は、2時間程度の内容を予定しておりますが、日時・場所更には説明会の形態(単独か複数社合同で)は、ご希望に応じて実施致しますので、是非、お気軽に下記にご連絡下さい。



(2) 「図説：損害保険代理店ビジネスの新潮流」を好評発売中です

既刊「図説：損害保険ビジネス」の姉妹本として、昨年5月に発売した「図説：損害保険代理店ビジネスの新潮流」は、お陰さまでみなさまからご好評を戴いております。

(損害)保険代理店のみなさまが抱える問題点や保険代理店経営の目指す方向性を正確について1項目2ページ見開きで分かり易く図説しており、初めて保険代理店の仕事をする新人の方から、ビジネス展開のヒントを得たいという経営者の方々に至るまで、幅広くご利用戴けるビジネス書です。

是非、ご購入をお願いします。

なお、弊社ではさらに続編として年内には「生保ビジネス」を取り扱ったものを出版すべく準備中です。ご期待下さい。

Pマークについてのご相談は下記で承っています。お気軽にどうぞ！

<p>連絡先 株式会社 トムソンネット(http://www.tmsn.net/) 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-18-1 三井ビル 7階 電話 03-3249-9432 FAX03-5259-5835 担当： 岩原 秀雄 TEL 090-5528-1712 本間 晋吾 TEL 090-2762-4623</p>

以上